

第十三回国会 建設委員會議録 第十五号

昭和二十七年三月二十七日（木曜日）

午前十一時十五分開議

出席委員

委員長 松本 一郎君

理事 鈴木 仙八君 理事 村瀬 宣親君

理事 澤田 寛君 理事 三朗君

理事 宇田 恒君 理事 上林山榮吉君

理事 小平 久雄君 理事 瀬戸山三男君

理事 西村 英一君 理事 三池 信君

理事 中島 茂喜君 理事 増田 連也君

理事 池田 峯雄君 理事 佐々木更三君

出席政府委員

總理府事務官（特別） 根道 廣吉君

別府事務官（特別） 菊池 明君

建設技官（道路局長） 大村巳代治君

建設技官（住宅局長） 曾田 忠君

委員外の出席者 曾田 忠君

總理府事務官（特別） 曾田 忠君

建設事務官（道路局長） 曾田 忠君

建設事務官（住宅局長） 曾田 忠君

建設事務官（道路局長） 曾田 忠君

建設事務官（住宅局長） 曾田 忠君

建設事務官（道路局長） 曾田 忠君

建設事務官（住宅局長） 曾田 忠君

建設事務官（道路局長） 曾田 忠君

建設事務官（住宅局長） 曾田 忠君

建設事務官（道路局長） 曾田 忠君

建設事務官（住宅局長） 曾田 忠君

建設事務官（道路局長） 曾田 忠君

建設事務官（住宅局長） 曾田 忠君

建設事務官（道路局長） 曾田 忠君

建設事務官（住宅局長） 曾田 忠君

建設事務官（道路局長） 曾田 忠君

建設事務官（住宅局長） 曾田 忠君

建設事務官（道路局長） 曾田 忠君

建設事務官（住宅局長） 曾田 忠君

建設事務官（道路局長） 曾田 忠君

建設事務官（住宅局長） 曾田 忠君

建設事務官（道路局長） 曾田 忠君

十市村海岸線防潮林造成及び防潮堤建設工事延長の請願（長野長廣君紹介）（第一六四四号）

華母地内矢作川に改修工事施行の請願（三宅則義君紹介）（第一七〇二号）

国道十四号線廃止反対の請願（黒澤富次郎君外一名紹介）（第一七〇三号）

道路法改正等に関する請願（關谷勝利君紹介）（第一七〇四号）

河川の水利用許可権國家移管反対に関する請願（渡邊良夫君紹介）（第一七〇五号）

災害復旧工事実施促進等に関する請願（瀧尾君亮君紹介）（第一七〇六号）

小災害箇所復旧工事促進に関する請願（瀧尾君亮君紹介）（第一七〇七号）

住宅金融公庫法の一部改正に関する請願（前田榮之助君紹介）（第一七〇八号）

北野地内の矢作川導水堤改修工事促進に関する請願（三宅則義君紹介）（第一七〇九号）

美笹村荒川堤外居住者の水害対策確立に関する請願（大泉寛三君紹介）（第一七三四号）

淨信寺川口に排水施設設置の請願（倉石忠雄君紹介）（第一七三五号）

の審査を本委員会に付託された。

同日

建設省関係公共事業費の事務費増額に関する陳情書（宮城県知事佐々木家壽治外七名）（第一〇四四号）

砂利道補修工事の継続施行に関する陳情書（宮城県知事佐々木家壽治外七名）（第一〇四四号）

砂利道補修工事の継続施行に関する陳情書（宮城県知事佐々木家壽治外七名）（第一〇四四号）

砂利道補修工事の継続施行に関する陳情書（宮城県知事佐々木家壽治外七名）（第一〇四四号）

砂利道補修工事の継続施行に関する陳情書（宮城県知事佐々木家壽治外七名）（第一〇四四号）

砂利道補修工事の継続施行に関する陳情書（宮城県知事佐々木家壽治外七名）（第一〇四四号）

砂利道補修工事の継続施行に関する陳情書（宮城県知事佐々木家壽治外七名）（第一〇四四号）

砂利道補修工事の継続施行に関する陳情書（宮城県知事佐々木家壽治外七名）（第一〇四四号）

砂利道補修工事の継続施行に関する陳情書（宮城県知事佐々木家壽治外七名）（第一〇四四号）

砂利道補修工事の継続施行に関する陳情書（宮城県知事佐々木家壽治外七名）（第一〇四四号）

砂利道補修工事の継続施行に関する陳情書（宮城県知事佐々木家壽治外七名）（第一〇四四号）

砂利道補修工事の継続施行に関する陳情書（宮城県知事佐々木家壽治外七名）（第一〇四四号）

砂利道補修工事の継続施行に関する陳情書（宮城県知事佐々木家壽治外七名）（第一〇四四号）

砂利道補修工事の継続施行に関する陳情書（宮城県知事佐々木家壽治外七名）（第一〇四四号）

砂利道補修工事の継続施行に関する陳情書（宮城県知事佐々木家壽治外七名）（第一〇四四号）

砂利道補修工事の継続施行に関する陳情書（宮城県知事佐々木家壽治外七名）（第一〇四四号）

砂利道補修工事の継続施行に関する陳情書（宮城県知事佐々木家壽治外七名）（第一〇四四号）

砂利道補修工事の継続施行に関する陳情書（宮城県知事佐々木家壽治外七名）（第一〇四四号）

砂利道補修工事の継続施行に関する陳情書（宮城県知事佐々木家壽治外七名）（第一〇四四号）

砂利道補修工事の継続施行に関する陳情書（宮城県知事佐々木家壽治外七名）（第一〇四四号）

砂利道補修工事の継続施行に関する陳情書（宮城県知事佐々木家壽治外七名）（第一〇四四号）

砂利道補修工事の継続施行に関する陳情書（宮城県知事佐々木家壽治外七名）（第一〇四四号）

砂利道補修工事の継続施行に関する陳情書（宮城県知事佐々木家壽治外七名）（第一〇四四号）

砂利道補修工事の継続施行に関する陳情書（宮城県知事佐々木家壽治外七名）（第一〇四四号）

砂利道補修工事の継続施行に関する陳情書（宮城県知事佐々木家壽治外七名）（第一〇四四号）

砂利道補修工事の継続施行に関する陳情書（宮城県知事佐々木家壽治外七名）（第一〇四四号）

七名）（第一〇四五号）

東北地方多期交通確保に対する国庫助成の陳情書（宮城県知事佐々木家壽治外七名）（第一〇四六号）

渉外労働管理委託事務費の増額に関する陳情書（宮城県知事佐々木家壽治外七名）（第一〇四七号）

河川水利用許可権の國移管反対に関する陳情書（和歌山県議會議長坂久五郎）（第一〇四八号）

住宅金融公庫の融資対象に関する陳情書（新潟市議會議長小島喜藏）（第一〇四九号）

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

連合審査會開會要求に関する件

道路整備特別措置法案（内閣提出第九四号）

連合國軍人等住宅公社法を廃止する法律案（内閣提出第九八号）

○松本委員長 ただいまより建設委員會を開會いたします。

本日の議題に基きまして連合國軍人等住宅公社法を廃止する法律案、内閣提出第九八号を議題といたします。質疑を続行いたします。通告順により質疑を許します。村瀬宣親君。

○村瀬委員 この法律案は連合國軍人等住宅公社の存在意義がなくなつたので廃止するといふのであります。そのこと自体については議論はあまりないと思ふのであります。それども、事のここに至つた順序は一応お尋ねをいたしておきたいと思ふのであります。

まず提案理由によりますと、昭和二十六年五月五日付のPDによつて、これらの住宅は連合國軍人等に提供することになつたとあるのであります。そのうたしますと、その後の行政協定によつては、連合國軍人の住宅をどうするといふことになつておるのであります。それから承りたい。

○根道政府委員 ただいまの御質問でございまして、昨年になりましたが、住宅公社の住宅をPDにより接收する。住宅公社の建物はすなわち政府の所有に相なつておりました。それを接收するといふことに相なつたわけでありまして、今後とも政府として連合國軍人あるいは將來の駐留軍なりが、これを引継ぎ必要といたしますならば、續いてこれをその住宅に供しなれば相ならぬかと考えております。

○村瀬委員 一体連合國人の住居に充てる家は、原則としてどういふことになつておるのであります。日本政府で調達をして、仰せのままに自由に提供せんならぬといふことになつておるのであります。今度の行政協定では何かかわつたことがあります。

○根道政府委員 行政協定の問題は別といたしまして、現在のことを申し上げます。現在は軍の方において必要とするものを日本政府に要求いたしました。その要求はきまつた形におけるいわゆるPDの形式であります。それによりまして、これが國有財産でありますれば、可能な限りそのまま提供いたします。

まずし、またこれが民間関係のものであれば、その所有者に対して折衝いたしまして、形の上ではとにかくも自由契約という形で提供してあるのであります。万一所有者がそれを提供するに不願だといふふうな問題が起り得るわけでありまして、その場合には土地工作物使用令という、いわゆるボツダム政令を適用して、強制的にこれをとり、軍に提供しなければならぬといふ政府の立場と相なつております。しかし現実の問題といたしましては、土地工作物使用令を發動いたしまして、形の上において強制したような例はまだ一へんもなかつたと心得ております。

○村瀬委員 工作物使用令は廃止になつたのであります。それを發動したものはなかつたといふことは、當時答弁せられたところでありまして、けれども、これについては別にわれわれだいたいのことはあるのであります。これにかわるものはするつもりはない。あの當時政府は答弁しておるのであります。それらの点はまたあらためて伺いたいと思ひますが、ともかくも行政協定が成立したのであります。われわれはこれは国会に承認を求むべきものであるといふ観点に立つておるのであります。昨日の本案議において、必要なしという自由党の意見になりました。そういうことにより行政協定がきまつたといふ前提のもとに立ちまして、一体これから駐留

軍の軍人の住宅はどういうことになるのであるか、今お話になつたのとかわるのであるか、あるいは今お話になつた通りで行政協定締結後も進むのであるかどうか、明らかにしていただきたい。

○根道政府委員 ただいままで私どもの承知いたしておりますところは、通合国軍つまり将来の駐留軍におきましては、民間の私有財産、住宅等はできるだけ所有者に返還したいということ、返還する準備を整えつつあるというふうなわれ／＼は聞いておるのであります。今年度内にも早々できる限り返すというお話は私どもとして聞いておるのであります。また今後講和条約が発効いたしました後、その後引続いて駐留軍というよりな形において軍が駐屯する場合の必要住宅その他の施設は、軍側においても、できるだけ民間関係のものは少くしたいというふうに考えておるのであります。はたして具体的にどういふものが必要であるかということは、現在の予備作業班でたゞいま検討中でありまして、将来どこどこがあるのかという具体的なお話までにはまだ行つておりません。但し全般的に聞いておきますところ、は、今年度内にも他に移るべき準備が整い次第、できるだけすみやかに多数を返すように手続したいのだというふうに聞いている次第であります。

○村瀬委員 駐留軍となる場合には、現在の進駐しております都市からはほとんど他へ移ることになるとわれ／＼は考えておるのであります。総司令部も朝霞かどこかへ移ると聞いておりまして、市ヶ谷の元陸軍省へ残るとかいうことも聞きますけれども、ともかく

も部隊そのものは、現在の都市から相当地へ移ることになると思うのであります。その場合の駐留軍の軍人の住宅は、貸りようにも新しい土地では現在の東京、京都のような既設の住宅は、ないわけでありまして、自然そこには新しい建築ということも考えられると思うのであります。そういうふうにして建てられるであろう駐留軍の住宅と、今問題になつて見返り資金で建てた住宅とはどういふ性質になるものであるか、同じものであるか、どこがどうかわつてゐるのであるか、防衛費の五百六十億円のうち三百七十億円の建築費であるという御説明でありました。しかしわれ／＼は、はたして日本にこの三百七十億というよりな建築費を消化し得る能力があるかどうかということに、ささか疑問もあつてゐます。ことにわれ／＼は、この間リツジウエー大將が、軍隊を移動させるのについての経費は一切日本には負わさぬつもりだと言われた点から考えまして、この三百七十億というものは、あるいは遺家族の保護費その他に相当振り向けるべきものであるという観点に立つておつたのであります。それはわれ／＼の思ふようにはならないやうであります。ともかくにもこの三百七十億というものの等によつて、さらに駐留軍の軍人の住宅等が建てられると思うのであります。それはどういふ計画になつておるのであるか。この三百七十億のうちのどれくらいは費用をもちて、営舎も建ててゐるでありまして、いづゆる駐留軍人の住宅に充てるということがきまつておるものかどうか。またそういうふうにして建てられた住宅と、見返り資金で建てた

二千三戸の住宅とは将来どういふ性質のものになつて行くのであるか。同じものであるか、かわつたものであるか、それを伺つておきたいのであります。

○根道政府委員 ただいまのお尋ねの、もし将来家を建てるとすればどうであるかという問題であります。もし建てるとすれば、国費で建てるとであります。住宅公社の現在の建物もやはり国有財産でありまして、性質は同じものであらうと心得ております。但し今仰せの三百何億のお金がどういふふうに使われるかということにつきましては、私どもまだ承知しておりません。

○村瀬委員 三百七十億というものは承知してないということでありまして、そうするとこれは政府のどこで扱つておるのであります。この機関に聞けばその内訳はわかるのであります。

○根道政府委員 ただいま仰せの予算は大蔵省所管であります。

○村瀬委員 大蔵省が直接家を建てるといふことはないのであります。そういう意味で言へばあの八千五百七十億という予算は全部大蔵省の予算であります。そういうものでは国の家にはできない。それはただ予算の原則論だけにとどまるのであります。特別調達庁がなくなればともかく、あればそのほかでこれを扱うということはないのであります。特別調達庁と協議の上で、実際の工事は建設省でやるかわかりませんが、当然の責任はあなたの方にあらうと思つております。一体このうちどれだけ家を建てなければならぬかというところは、あな

たも仕事をしなければならぬのであるから、ただ大蔵省からまわつて来るまゝでばかんとしないで、責任上当然一切やらなければならぬのであるか、特別調達庁は全然この関係には手を触れないでいいものであるかということについて、積極的に話を進められて、当委員会等ではしかるべき答弁ができるような御調査をお願いしたいと思います。

そこでもとに帰りますが、この提案理由の説明によりますと、PDの出たのは昭和二十六年の五月五日であつたといふ。爾来十箇月以上過ぎておるのであります。今ごろになつて公社法の廃止法律案を出しになる理由、つまりこの間どういふことになつてゐたのであるか。普通ならばPDが出てすでに連合国軍人に提供することを要求された以上は、そのときに公社法の公社自体の存在意義がなくなつたと思つておるのであります。その後十箇月を経て存在理由がなくなつたものであります。かどうか。その間のことを伺ひたい。

○根道政府委員 本公社は昨年度から現在まで存続してゐるわけでありまして、昨年の五月になつて、全部がPDによりまして接收されることに相なつたのであります。接收されることに相なりまして、非常にかつた事態が生じて参りました。すなわち従来は住宅公社が貸しておつたわけでありまして、家賃をもちうだしておつたわけでありまして、PDになりましたと、これは政府国有財産でありますので、家賃を出さぬといふ建前に相なるわけでありまして、しかしながらその以前におきまして収入した家賃、あるいは未収の家賃その他いろいろな仕事はあつ

たわけでありまして、今日までその実態上の整理を續けて来たわけでありまして。ところが住宅公社の本来の業務はどういうことであるかと申しますと、公社そのものといつたしましては、借り入れた金をもつて家を建てたあと、その家を管理して行くわけでありまして、管理のうちのおもなる仕事というのは、家賃を収入するという仕事なのであります。これとあらはらの関係におきまして特調がその事務だけを取扱つて来たといふ関係になつてゐるわけでありまして。しかしながらPDを提出された後におきまして、新たに家賃を収入することがなくなつた、すなわち大いなる事務はなくなつた。單に整理事務であつたといふ状態におきまして今日まで續けて来たわけでありまして。そういうわけでありまして、二十七年に至りますと、もはやその存在の理由がなくなつたといふことに相なりますので、この名義だけのものを廃止する、こういうふうな考え方がなつた次第であります。

○村瀬委員 今の御答弁を伺いましたので、またさかのぼつてお尋ねしたいのであります。そういたしますと、二百三戸はいつ竣工いたしましたか、それから三十戸ないし百五十戸を進駐軍の軍人から家賃としてつとつたさうであります。何箇月分あるいは何年分おとりになりましたか。それからPDが出てから終戦処理費より支出するようになったといふのであります。この終戦処理費で家賃は一体何箇月分出たのであるか。終戦処理費はもう七月ごろからなくなつたと思

うのでありますが、五月にPDが出て
そうしてそれが国有財産に組まれて、
家賃はとれなくなつた。それから終戦
処理費で出したというのであります
が、終戦処理費でいつまでの分を出し
たのでありますか、それから何つてお
きたいのであります。

○曾田説明員 今の家賃収入の点に
つきまして御答弁申し上げます。大体
竣工いたしましたのは二十五年の八月
から二十六年の三月までの間でありま
す。それで軍側からドルでもつて家賃
収入として入りました金額は約二億五
千八百万円でありまして、それから昨年
の七月からPDで終戦処理費から入り
ました借上げ料が五億八千四百万円、
こういう数字であります。

○村瀬委員 終戦処理費で七月から三
月までの分を出した、これからは出さ
ないというのでありますが、それは公
社を解散しないから終戦処理費から出
したのでありますか、これは自分の金
を自分でやりとりするだけでありま
すか、一体どういふ意味になるのであ
りますか。そうしてこの三月までは終戦
処理費から出したが、これからは何も
出さない。それは何の根拠によつてそ
ういふ変更が行われるのでありまし
ょうか。

○樺道政府委員 ただいまの関係は一
般会計と特別会計との間のやりとりな
のであります。仰せのごとく右のもの
を左に移したというかつこうであり
ます。今度公社が廃止されますと、一
切の債権債務の関係は一般会計に移
るわけでありまして、

○村瀬委員 その間非常に妙なことを
しておつたことになるのでありますが
それも特別会計があり公社法があれば
第一類第十六号 建設委員会議録第十五号 昭和二十七年三月二十七日

やむを得ないというふうな、いわゆる
お役所仕事のはこれは適例でありまし
ょう。そこでこの七十三億という見返り
資金は、結局附則の3によりまして、
「この法律施行の際現に公社に属する
権利、義務は、国がその時において、
一般会計に承継するものとす。」とあ
りますから、もちろん国の関係に移る
わけでありまして、この七十三億は結
論としてどういふふうになりますか。
つまりどういふ処理をなさる御方針で
ありますか。

○樺道政府委員 この七十三億円の金
は、すなわち見返り資金会計より公社
が借りておつたものであります。この
借りたのは一般会計の歳入に肩がわり
するわけでありまして、またその後にお
いて一般会計の中でどういふふうな処
理をするかは、大蔵省において現在考
究中のはずであると思つております。

○村瀬委員 どうもはつきりしないの
であります。最後にもう一点お尋ね
して私の質問は打ち切ります。それは元
に返るわけでありまして、やがて駐留
軍となるでありますし、軍人の住宅
は、行政協定によつて日本側で建て
て差上げねばならないことになつてお
りますか、あるいは駐留軍の方で、軍人
の住宅は適当な処置をとることになつ
ておりますか、その点をもう一度はつ
きり伺つておきたいのであります。

○樺道政府委員 現在民有家屋等が多
数接収されております。それが返つて
参るためには、現在政府において建て
ましたところの過去の住宅及び公社に
おいて建てた住宅合せて一万二千ぐら
いございまして、その中で収容し切れ
ないという場合には、日本政府
といたしましては、民有家屋をできる

だけあけて返すというためにもある程
度の建設を施行しなければならぬよう
な状態に相なるのだらうと思ひます。
ただ先刻申し上げましたように、はた
してどの程度のものを向うが要求し、
どの程度のものを現実に建てなければ
ならない状態にあるかというところは、
話し合ひあるいは今後の事態の進展等
によつてきめて参らなければならぬよう
なことであります。ただいま何戸建
てるということとは、まだはつきりきま
つておらないと考へます。なおまた特
別調査庁としてこれをやるのかどうか
ということも、現在はまだきまつておら
ぬような状態でありまして。

○村瀬委員 私の聞きたいのは、一万
二千戸現在あるものであります。そ
ういつた具体的な数字よりも、進駐軍
が駐留軍にかつたとき、その配置駐
留の土地もかわつて参ります。そうい
う場合に、今借りておるのをなるべく
返すとか何とかいう問題はさておきま
して、原則として駐留軍の軍人の住宅
は日本側で用意して差上げねばなら
ないことになつておるのか、あるいは駐
留軍の方で、むしろ日本側も協力はせ
なければならぬのでありまして、自
分たちの住家は自分たちでつくるとい
うのが原則になつておるのでありま
すか、どちらであるかということは何
つておきたいのであります。

○樺道政府委員 特別調査庁の長官と
しては、その点はつきりいたしませ
ん。

○松本委員 池田君。

○池田(兼)委員 法律では連合軍人
等に賃貸する住宅を建てるのだ。こ
ういふ第一の目的にうたつてい
るわけでは、ところが実際には賃貸住

宅には一軒大体百五十万ぐらいかつ
ておるといふ勘定です。日本の人民の
家を建てれば、一軒で十軒も建つよう
な莫大な額のもので、それからどのく
らいの家賃をとるのか知りませんが、十
二年ぐらいて回収する計画で家賃をと
る、こういうふうな法律はできておる
のですが、昭和二十六年の五月から実
質的に家賃はとつておらぬ、こういう
ことになりまして、これはもうこのと
きに、この瞬間から法律違反をやつた
ことになるのです。だから当然このと
きに、当局は国会に対して承認を求め
る措置をとるべきでなかつたらうか。
なるほど覚書は日本の法律に優先する
ものかも知れぬ。しかし日本の法律とい
うものがもつてあるのです。ある以上
はこの法律の廃止案なり、改正案なり
をそのときに国会に提出すべきではな
かつたらうかと考へるのですが、どう
お考へになりますか。

○樺道政府委員 それは単に家賃をと
る目的をもつて建てたものが、家賃が
とれなくなつたという現実の事態にす
ぎないのではないかと考へておりま
す。

○池田(兼)委員 その答弁はなほだ
不愉快な千万な答弁だと思ふ。賃貸する
目的をもつて建てる、その目的が法律
の第一条にうたつてあるのです。その
目的がそこなれた以上は、この目的
を変更するための法的措置をとるべき
ではなかつたらうか、こういうふうな考
えられませんか。目的が阻害されるよ
うな法律はもはや存在理由を失つてお
るわけでは。

○樺道政府委員 そういふ今仰せられ
ましたようないふ／＼な事情と経緯が
ありましたので遂に今回廃止の法案の

御審議を願つておるわけでありまして。
○池田(兼)委員 その点は認められた
が、それならなぜ今ごろになつてこの
法律を出すのか、昭和二十六年の五月
になぜ国会の承認を得なかつたのか。
○樺道政府委員 そのときはまだ廃止
すべきやいなやという問題について検
討中でありましたので、今日に至つて
機を見て御審議をお願いした次第であ
ります。

○池田(兼)委員 そんなことではない
のです。公社法という法律の第一条に
は、賃貸住宅を建てるのだという目的
がうたつてある。ところが昭和二十六
年の五月五日の総司令部覚書が出た瞬
間からこの目的は夫れてしまつて、
この第一条の目的を達成できなくなつ
たのだから、従つてそのときにこの法
律を改廃するか、こういう事情になつ
ておるといふ承認ぐらゐ国会に求めて
もよかつたのではないか、なぜ今ごろ
になつて出したのか、こゝ言つておる
わけでは。

○樺道政府委員 一応さういふふう
にしなければならぬということを私に申
せというところらしいのでありますが、
法律必ずしも存在の理由がなくなつた
とたんに廃止すべきものとも限つてお
らぬだらうと私は考へておりました。ま
た現在までいふ／＼なさればならぬ仕
事も残つておつたわけでありまして
で、それやこれやを勘案し、ほんとうに
現実に廃止しなければならぬ段階に至
りました今日、適当な機会と存じまし
て法案を提出した次第であります。

○池田(兼)委員 法律必ずしも存在の
理由がなくなつたときに廃止すべきで
はない、こゝういふ答弁でございませ
うそれははなはだゆゆしい問題だと思

のです。存在の理由のない法律は廃止すべきです。

○横道政府委員 私は廃止すべき理由があつたとたんに廃止すべきものであつたときまつたものでもなく、事情を見て廃止すべきものは廃止するのがいいだらう、こう申しただけであります。

○浅利委員 関連して……これは池田君には珍しい論議の立つた質問だと私は思います。私も同様のことを一点伺いたいと思う。

一体これは進駐軍に貸すために建てるといふ目的でやつた。そしてそのために建てたものが接収された。今まで建つたものは接収されたけれども、今後は進駐軍用としてはもはやこういう賃貸建物はいらぬということになるかもしねぬが、しかし今後の駐留軍に対しては、こういうものは存在しない、それは全部日本の政府において調達してやるべきものになるかどうかという問題が起ると思ひます。そうするとわれわれが最初法律を可決した当時においては、進駐軍に対して賃貸をするのだ、こういうことであつて、一單建てとしてからそれを接収してしまふというものは、何だかべつてにかかつたやうな気がするのですが、その見通しは政府当局に一体なかつたのかどうか、最初からそういう計画を持つてやられたのかどうか、その点は重要な点であります。その点について政府のその当時の見通しはどうであつたか、またなほ進駐軍はそういうことを、――あれは日本政府独自の考えでつくつた法律ではなく、向うの指示によつてやつたものだと思ひますが、アメリカとしては賃貸でやるのだ、こう稱して建てさせて、できた後にただちに接収する

るということとは、日本国民としてははなはだ納得の行かぬやう方だと思ふ。そういう点については、政府当局はどうお考えになつておるか、その点をはつきりしておかぬと、これはちよつと納得の行かぬ問題だと思ふ。

○横道政府委員 ただいまの御質問のように、当時これは総司令部の指令に基いてできた法律であります。もちろんその当時においては、元利ともに償還できるやうな家賃を向うが出すという意味でやつたのでありまして、たまたまその家賃を払わぬ、管理接収する、家賃を払ふのなら終戦処理費から繰入れる、こういうやうなことに相なつたのは、私も正直のところ意外としたわけでありまして。そういう次第でありまして、当初からそういうことを予想しておつたわけではございません。

○上林山委員 浅利君も関連して、池田君にしてはめづらしく論議の通つた質問であつたということであつたが、私も同感であります。ただいまの政府委員の答弁を聞いておきますと、まことに不合理な答弁にわれわれにも聞える。だからこういう問題は、あのまま率直に御説明になつて了解を求めるといふ態度の方が、むしろこの時期に至つては私は賢明な方法である、こういうふうに考える。だからこれ以上私はこの問題については追究はいたしません、どうも政府委員の態度は率直でない、何かわだかまりのあるやうな答弁をしておる。こういう行き方は今後ぜひともひとつ慎んでいただかないと、單に池田委員に対する答弁ではないに、場合によつてはわれわれは、委員全体に対する答弁としてやむを得ず取上げなければならぬかもしれない

こういう考えを持っておりますので、私は申し上げたわけでありまして、そこであなたの答弁の中で、そんな意味から私遺憾に考えたのは、法律であつても、しかもそれが不要な法律となつた時期においても、ただちにその法律を廃止しなくても、相當の時期を置いて廃止した方がよいのだという議論は、これは不適當な議論であり、しかも立法院に対する行政の優先というやうな思想を背景にした考え方ではないか、こう私は思ひます、行政府としては立法院に対して、何といつても、こういう時期に至つたがどうだろうと、法案を出す前提としてしかるべく連絡をするのも、ひいては行政事務を円滑に行く一つの基本線だと私は考える。こういう点で私は思想的な考えから申し上げますが、どうもあなたが行政府優先というやうな考えを持つておるのじやないか、この点を私はこの際特に伺つておきたい。

なおこれは法律に優先するモロラムでないしはその他の処置が連合軍からあつて、そのためにこの法律が一時施行不能になつておつたという意味ではないのかどうか。そうであつたならば法律が優先すべきか、占領下においてモロラムその他の指令が優先すべきものであるかというところは、これはまた一つの明確な判断をしておかなければならぬ。そういう点が、質疑応答を聞いておりましたどうも明確でなかつたやうであるが、そういう点についてひとつこの際関連して伺つておきたい。

○横道政府委員 ただいまの御質問の第一点であります、先刻申し上げましたのはまことに言葉が足りないの

で、間違つた印象を與えて相済みません。法律がほんとうの意味で必要にならば、これは当然廃止すべきものでございまして。ただ第一条だけを申し上げまして、その部分がだめになつてもほかはまだ完全に廃止するには時期段階もあるだらうというところを実は申し上げただけであります。廃止すべき法律は、當然議會にお諮りして廃止するやうな段取りに持つて行かなければならないことは当然だと思ひます。部分の場合にはそうではなからう、今の場合は、だん／＼／＼な事情によりまして今日完全に廃止しなければならぬ、こう申し上げたわけでありまして。

第二の点であります、現在法律として存在しておりますところに、占領下における事態においてある種の指令が出た場合におきまして、国内機関がそれを執行するときには、必ずしもその指令が何でもかんでも優先する場があるとは感じておらぬ、こういうふうには私は考えております。場合によつては、やむを得ず指令に基いて政府の措置が違法性を持つというやうな場合もあり得るかと思ひますけれども、正当なる場合には、国が法律違反の行為をするといふことはどこまで行つても正しくはないと思ひます。廃止すべき法律案、改正案を出し、それにのつとつたやり方を、これが順序だと私はしては考えております。

○上林山委員 ただいまの答弁で私はまだ疑問があるのですが、法律の一部の改正を必要とする場合はただちにやらなくてもいい、法律全体を改正する場合、まだたくさん部分が生き残っている場合はただちに廃止しなくて

もいいというやうな御議論のようでありまして、これは立法院をたてに考えれば正確な答弁だとは思ひません。ことに第一条のごときは、目的の変更というやうなものでほとんど法律の主要部分をなす問題ではないかと思ふ。そういう点から考えれば、あなたの御議論に一步譲るとしても、これはただちにやらなければならぬ、ことに占領軍の命令が法律に優先する場合もあるけれども、優先せざる場合もあるという見解をあなたがとおりになつておるとすれば、なおさらのことだと思ふ。

これに対してどうお考えになりますか。どうもあなたの答弁は、合理的な率直な答弁のやうに私は思ひません。であります。何もやかましく言うつもりではなかつたけれども、どうも議論を聞いておつてふに落ちないところがあつた、われ／＼が列席している以上、これを速記録にこのまま残して置くわけに行かないので、私申し上げて

○横道政府委員 だん／＼とお話を伺ひまして、私の申し上げたことがいろいろ誤解の種になつたと存じます。主要部分が廃止すべき状態になればこれは廃止するものと、私としてそう申し上げねばならぬことであると思ひます。しかしただいままで申し上げましたのは、いろいろ／＼な関係でもつて今日まで提出が遅れておつた、遅れておつたのはいろいろ／＼事情があつて、今こそほんとうの時期で、しかもどうしても廃止しなければならぬ時期に相なつた、こう考えているということを申し上げたわけでありまして。

○池田(兼)委員 私聞いてお聞きしたいことは、この調達要求書というもの

ですか、このPDというものは、日本政府がその要求を全部絶對的に聞き入れなければならぬものであるかどうか、この点を聞きします。

○根道政府委員 各種の調達要求は、日本政府に対する一種の占領軍の命令でございます。もちろんその命令は、必ずしもそのまゝ服従しなければならぬものとは限らぬ場合があるかと存じます。ことに實際PDの内容が実行不可能に近い、非常にむづかしいというような場合には、政府側として事情を述べて、その内容の変更を求めたりあるいはいろ／＼な要求をする場合も現実にあつたわけでありまして、しかし一旦軍の方においてこれをあくまで要求される場合には、日本政府としてはこれに従わざるを得ないことになつております。

○池田(肇)委員 この調達要求が、法律の改正ないし廃止を必要とする場合には、まずこの要求を日本政府が受入れると同時に、法律の改正または廃止をして、その法律にのつとて仕事を運んで行く、こういう順序にすべきではないか、そうでなければ、調達要求というものはあくまでも法律に優先するといふものであるならば、占領下は軍政と同様です。ところが軍政でなく、あくまでも日本の政府を通じてやる、日本の機関を通じてやるというからには、調達要求が日本の法律の改正ないし廃止を必要とする場合には、当然それをやつて、そして実行するのが適当な方法ではなからうか、正しい方法ではなからうか、こういうふうにかえらるるわけですが、この点どうですか。

○根道政府委員 それは私も同様に考

えております。

○池田(肇)委員 そういたしますと、先ほどあなたが、この法律を改正する必要はない、こういうふうに言つたことは誤りだ、こういうことになるわけですね。

○根道政府委員 それは、法律を改正する必要はなかつたといふことは、時期の問題だけを申し上げたのであります。

○池田(肇)委員 次に聞きたいのは、その調達要求を日本政府が受入れる場合に、日本政府は非常な損失をこうむるわけでありまして、たとえば米國対日援助見返資金特別会計から七十数億圓取出してつたものが、これがそつくり取上げられてしまふのでありますから、非常な損失であります。ところがこの米國対日援助見返資金特別会計といふものは、何を背景にしてできているかといふことは、これは御存じの通り、米國の対日援助資金といふものが背景になつてできているわけでありまして、対日援助見返資金といふものは、ほんとうの援助資金であるかどうかといふと、これは借金になつております。これは大蔵大臣が予算委員会などでたびたび言明した通り、日本の負債であります。その日本の負債が見返りになつて見返資金特別会計といふものができて、これから出したものが米國にとられたといふことになりまして、米國の対日援助資金、借金を日本は七十二億圓返したのだ、こういうことになるわけではなからうか、そういういたしますと、アメリカが終戦後日本に貸してくれました二十数億ドルの借金のうち、七十二億圓に相当するドル貨といふものは、日本は返済の義務を負わ

ぬ、こういう論法も成り立つのであります。こういう点を日本の政府はなぜ連合軍と折衝しなかつたか、折衝したのかどうか、この点をひとつ伺ひたい。

○根道政府委員 ただいまの御質問のような折衝は、大蔵當局において連合軍側とやるべきものでございます。おれわれといひましたも、ただいま池田さんの言われたようなことも頭に浮ばぬわけではございません。今後見返り資金の最後の処理にあたりまして、いろ／＼な事柄が同時に取上げられて話に上ることがあるのではなからうか、これはただ推察でございます。

○松本委員 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

これより本案につきまして討論に入ります。瀬戸山三男君。

○瀬戸山委員 私は、ただいま議題となつております連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案について、自由党を代表いたしまして賛成の意を表するものであります。ただ本委員会において、他の委員諸君から、従来相当の法律の取扱ひについて御意見がありまして、取り扱ひそのものについてある程度遺憾な点がありますが、現在の状況においてはやむを得ないものと考へて、賛成するものであります。

○松本委員 村瀬親親君。

○村瀬委員 私は、ただいま議題となつております連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案に対しては、改進黨を代表して、寧ろここに至つてはやむを得ないものとして賛成をするものであります。この際嚴重なる警告を發して賛成したいと思ふのであります。この法律案を出さねばならなくなつ

た理由は、連合国軍人等住宅公社の存在意義がなくなつたからこの法律案を出す必要を生じたと稱するのであります。その存在意義がなくなつたのは、すでに十箇月前の昨年の五月であります。そしてその存在意義がなくなつたといふ内容を調べてみますと、連合国軍人等の住宅を、見返り資金から七十数億圓を出して、日本側で建築をして、家賃をとつてこの住宅を供給するといふことであつたのであります。その家賃もとれなくなつたのみならず、その費用を終戦後処理費から出されることになつたために、こういう法律を必要としたといふのであります。

○池田(肇)委員 私は、共産党を代表して反対いたします。共産党は、連合国軍人等住宅公社法制定のときにも反対いたしました。このときにはなぜ反対したかとお申しますと、当時五十億圓の日本の金で連合国軍人等の住宅を建ててやる、しかも一軒百五十万円もかかるというやうなばらばらな話があるかといつて反対したわけであり

ます。ところが共産党が悪いと言つたこの法律すらも無視して、さらに連合国軍人から家賃もとらないで、その家賃を國民の税金である終戦後処理費から払つてやるというやうなことを、国会に何らの相談もなしにやつておつたのであります。こういうことに對しましては、日本政府といふものは、いかに外國の手先となつて、日本人の魂を失つた政府であるかといふことを如実に示しているものであらうと思ふのであります。私は、この反対の理由をいたしましては、この対日援助見返資金特別会計は、米國からの借金を背景にしてできたものであり、この借金を背景としてできている特別会計から出した金、これがアメリカにとられてしまつた以上は、日本のアメリカに対する借金であるといふふうに言われる対日援助見返り資金といふものから、この分だけは当然差引かれなければならないものである。この点が明確にならない以上は、どうしてもこれに賛成することができないのであります。以上反対の理由を申し上げます。

○松本委員 これにて通告のありました討論は全部終了いたしました。これより連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案、内閣提出第九八号、を採決いたします。本案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

○松本委員 起立多数。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なおお諮りいたします。本案に關しまする委員会の報告書の作成等につきましては、委員長に御一任を願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松本委員長 御異議なしと認めさよう決します。

午後二時五十四分休憩

午後三時四十分休憩

○松本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際お諮りいたします。去る二十五日、電源開発促進法案、水田三喜男君外五十一名提出、衆法第一六号が通商産業委員会付託になったのでありますが、本法案は当委員会所管の国政調査事件と非常な緊密な関係があると思われ、通商産業委員会に連合審査開会の申入れをいたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松本委員長 御異議なきものと認めて、そのようにとりはからいます。なお手続その他につきましては委員長に御一任願ひたいと思ひます。

○松本委員長 それでは本日の議題に基きまして道路整備特別措置法案、内閣提出第九四号を議題とし、前会に引き続き質疑を続行いたします。

○村瀬委員 道路整備特別措置法案が成立した場合、この法律によりまして工事の施行できるものは何々に限定されますか。地方の公共団体とかいろいろあるようですが……

○菊池政府委員 施行の主体でございますか。

○村瀬委員 そうです。

○菊池政府委員 建設大臣、それから都道府県知事、市長でございます。

○村瀬委員 かりに観光道路等の要望

が出た場合に、あるいはまた特別な工場あるいは鉱山その他産業上特殊な場合が生じたときに、地方公共団体、国以外のものが工事を施行したいという場合には、それを許可する方法はありませんか。

○菊池政府委員 この措置法ではその道を講じてございませぬ。これは道路の管理者がやるという建前にいたしてあります。

○村瀬委員 金を貸して、道をつかせて料金をとるといふ一つの建前から申しますならば、市町村長に限りという点はなお考慮の余地がなかつたかどうかと思ひますが、ほかの各条項を質問した結果でなければ結論はただちにだすにいかと思ひますので、順次お尋ねをいたして参りたいと思ひます。

まず第三条の第一項の第二号に「通常他に道路の通行又は利用の方法があつて、当該道路の通行又は利用が余儀なくされるものでないこと」といふ条文があります。当該道路の通行又は利用が余儀なくされる場合には道路の対象とはなり得ないといふのでありますが、実際の場合に、なかつたところへ一つの道路ができませんならば、その近くの家に住んでゐる者は、そこを通るのが当然便利なのであります。いかなる場合にも当該道路の通行又は利用が余儀なくされることになると思ふのであります。その余儀なくされるといふ解釈のいかんにあるかもしれませぬが、これはどういふ運用方法をおとりにするおつもりでありますか。

○菊池政府委員 その沿道におります方々、あるいは工場、特に自動車の修理工場とかいふものがありますと、

御説のように利用が余儀なくされるわけでありませぬが、こゝういふものからは徴収する場合に方法を考へて、常時通らなければいけないという者からは年額中料金をとるといふことはできないと思ひますので、あるいはバスとか何かの方法を考へまして、とらないように措置する必要があると思ひます。

○村瀬委員 実際の運用にあたつて、その点非常に変更を来すおそれがないかと思ひますが、この法案自体の一般論から考へまして、かりに一つの道ができて料金も定まり、期間も定まることになりました場合には、それが乗客を乗せておろす、からであるが、当然それまで乗客を乗せている場合に限りとか、荷物を積んでゐる場合に限りとか、これは、条文上あるいは政令で定める場合にはどういふ不可能だ。車が通りさえすれば一回の通行料が払われると思ふのであります。それがそうなりますと、当該道路の通行又は利用が余儀なくされるという場合に、ただいまの御答弁ではなかつた運用が困難だと思ひます。いま少しはつきりした政令の内容等がおわかりになれば承りたいと思ひます。

○菊池政府委員 そこまでの政令の準備はただいま説明申し上げる時期ではございませぬが、そういう場合が起ることは予想いたしております。道路の場合には一番それだと思つておりますが、沿道の人からは百パーセントというところは考へられないと思ひます。特に長い道路で、その沿道に家のあるところにつきましては、通行する者、通り抜ける者から百パーセントをとるといふことは相当むづかしいことだらうと思ひます。その点はお

う初めから覚悟して、何割かはとれないものであるといふことを考へておかぬと、実際の運用上むづかしいと思ひます。

○村瀬委員 それは政令のときに非常にはつきり定めねばならぬと思ひますが、この程度にしておきまして、次へ進みます。

同じく三条の二項に、「料金の額は、当該道路の通行又は利用に因り通常受ける利益の限度をこえないものでなければならぬ」とありますが、通常受ける利益の限度とは何をさしておられるか、実際の運用にあたつてどういふ限度をお設けになるつもりでありますか。

○菊池政府委員 これは道路を改良なり新設いたしまする前と比較いたしまして、ないところへこれをつくつた場合に、どれだけ便宜を受けるか、その利益を考へております。

○村瀬委員 今のような御答弁で実際のその利益を割出そうとしたしますと、これは微分、積分のようなものになりまして、ぐつとまわれどなるか、まわり方にもよりますし、また積載量にもよるといふことになりまして、なか／＼科学的な限度はきめられないと思ひますが、もう少し具体的に、何かわかりやすい例などあれば承つておきたいと思ひます。

○菊池政府委員 この算定は相当むづかしいのでありますけれども、距離の差、今まで狭くて勾配があり、路面が砂利で悪いといふものと、短距離で舗装してあるといふ道路の場合の比較は、運賃費、それから消耗品等の比較がある程度できますので、一キロ当りどのくらい差があるかといふことは、

一般的には算定できると思ひますので、それを適用したいと思つております。

○村瀬委員 話がこまかくなりますけれども、それはその出発点と到着先に上つて違ふと思ひます。ちよどでございました道路の両端へ物を運ぶ場合には算定がつきましますけれども、ある途中まで、こつちの道を通つても、前の道を通つても行ける場合には、その算定がつかないもので、あなたはどこへ行きますかといふことを聞いて、そこへ行くのなら今度できた道は非常に便利だから、あなた料金をよけい出しなさい。乙の所に行くのなら古い道とちよつと違ふだけだから料金をよけてあげましようといふわけには行かないのであります。その道を通ることによつてといふのは、出発点と到着地によつてきまるのであつて、一定したものではないと思ひますが、どういふふうな算定方法をお考へになつておりますか。

○菊池政府委員 その改良いたしまする起終点はあるわけでございますから、ただいま御質問の困難は起らないと思ひます。通る場合そこに入つて来ればそこらより始めて行きますから……

○村瀬委員 そうじやないのであつて、現在あるのと比べて、その道ができたために通常受ける利益の限度を越えないと政府側で御答弁になりますから、それはちよつとそのできた入口からその終りの所まで行く場合にはさういふことも言えますけれども、行き先によつては、その道を通つた方がどれだけ便利かといふことは、みんなかわつて来るわけですね。行く到着点のいか

んによつてかわるわけでありませう。ある地点へ行くのには五十メートル近くなるかわかならうが、また到着地点のいかによつては、古い道を通ると二十メートルしか違わぬという場合がある。みんな到着地点、行く先々によつて、その車が便益を受ける理由が違つて来るのですが、その算定の基礎というか、限度というものは、どういふうにお考えになりますか。

○菊池政府委員 その沿道である場合のお話だと、そういうことがあるかも知れませんが、とにかく新しくできた道を通る距離がわかりますれば、それだけの間はたしかにほかを通るよりも楽だからそこを通るわけなのでありますから、その通つた距離を考へて、それだけのものを限度としてもらへばいいということになると思ひます。但し、実際に適用します場合には、一キロ走つたから幾ら、一キロ二百だから幾らという上なことは、料金をきめる場合に困難ですから、ある程度段階をつけたらいいと思ひます。それだけの得があつたもの、こういうふうに見ようというのであります。

○村瀬委員 そのが大体最初からちよつと不明でありましたから、一番最初に通受ける利益の限度はどうやつてきめるかとお尋ねしました。ところが、それは現在ある道路と、その道を通るのとの差によつて通常受ける利益の限度とすると、こう言つておる。ただ便利だからその道をつくる。現在ある道路がどうあろうと、今度の道路は舗装もしてあつて、幅も広くて便利だからと、こういうのでありましたならば、いわゆる建設費というふうなもの

が主眼点となつてこの算定ができる。これは合理的にすぐできると思ひます。しかし、通常受ける利益の限度というのにならうと、やはり最初御答弁になつた通り、その道がなかつたらぐつとまわつて行かなければならぬ。できたために便利を受ける、こういうことになりまして、行き先によつて違ふわけでありませう。通つた距離によつてはございませう。ちよつとできた道の両端を行くならば、まわつて行くよりも近いことになりまして近くはならない。その道路がかりに十キロできた場合に、今までの道を通れば二十キロという場合には、その中間に行けば五十キロ近くなるだけでありませう。でありますから、通常受ける利益といふものは、五十キロ近くなるから受ける便益と、十キロガソリン代が節約できることから受ける便益といふものは、道路の延長は十キロであつても、行く先によつてガソリンの減り方は違つて来る。でありますから、御答弁のやうな理由によつて限度を越えるといふのであると、そこに科学的なきめ方は非常に困難である。但しりつばな舗装道路が十キロできたから、五十キロよりは十キロの方、やや倍に近いものをきめるのだというならば、科学的な根拠がちゃんとつくのであります。この点もう一度、建設費と言ひますか、そのでき上つた道路の延長、あるいは舗装の程度、あるいは幅員、あるいは運搬がしやすい、そういうものだけでこれをおきめになるのか。それとも、その道路ができなかつた場合に、迂回して行かねばならぬものが、できただために近くなつたとかいふものに限

度を置かれるものであるか、いずれであるかを明らかにしていただきたい。○菊池政府委員 ただいまのは、道路が十キロできて、五キロの場合にはとないのでございませう。お話がわからなないのですがまわつて行くのが近くなつたからという利益がございませう。それから途中まで行く場合だと、算定しにくいことですが、短かければその料金はちよつと十キロの場合よりは安くていいわけではございませう。○淺利委員 ちよつと議事進行について……ここに表に示してあります。が、これを現在の道路、予定される道路というものを図面の上にはつきり表わしたものを資料として提供していただき、これによつて具体的に論議すれば今の村瀬君の質問はもと明確になると思ひます。よつてここに図面の上にご予定の路線を表わし、同時にこれに比較になるべきところの、これを通行することを余議なくしないでいふところの附近の路線をあわせて示したものを御提示あつて、その上でわれわれはさらに十分研究したいと思ひますから、図面の提供を委員長から要求されんことを希望します。

○松本委員 ただいま淺利君から、図面で示す詳細な資料をという御希望でありましたが委員長は、提出者の政府とよく相談の上で、さうとりはかりたいと存じます。

○村瀬委員 それではその資料が出てからでいいのですが、私の質問に対する政府側の答弁が全然ピンとがはずれておりますので、この質問のかただけはつて、今日は解決しないでおきます。私の申しますのは、かりにこつてうふう四角にのところがあつた。この本

のうちの左の一辺の下の側と上の側と、この一線に道路ができた。できぬ場合は、残りの三辺を通つてここに行く。こつていう場合には、これができたために上辺と下辺との分を加えただけ短かくなる。しかしこの左側の下側の起点から右側の上側の終点に行く場合にはどつちを通つても同じ距離であります。ちよつとどそのまん中ごろに行くときには、新たにできたこの左側の左辺を通る方が、右辺をぐるつとまわつて行くよりも近いであります。その差額といふものは明らかに算出ができるのであります。でありますから、この左隅下からトラックを出発させます場合に、行く先の目的地によつて、この新設道路を通る便益の度合いがかわつて参るのであります。これが私の質問でありますから、さう御了承の上、適当な資料で説明をお願いしたい。きようは御答弁が困難のやうでありますから、この点は私の質問を明らかにしておきまして、次に進んで参ります。

それから第三条の第五項に「建設大臣は、料金を徴収しようとする場合に、おいては、あらかじめ、官報でその額及び徴収期間を告示しなければならぬ」とありますが、徴収期間といふものは、この内容は毎月何日から何箇月間という期間でありますか、それとも一日中の何時から何時までという期間の意味でありますか、また何ゆゑに期間を告示する必要があるものでありますか。

○菊池政府委員 これは車の通行する量を想定いたしましたので、この建設費を償還いたしてしまつて、無料になります。すなわち年数を大体考へまして、それ

の間とる、それが過ぎれば無料になるというその期間でございませう。○村瀬委員 次に第六条についてちよつと明らかにしておきたいのであります。第六条の二行目に、「道路の新設又は改築に要する費用の全部又は一部が償還を要するものであり、云々」に該当する場合に限り、とあるわけでありませう。そういたしますと、全部または一部が償還を要するものである場合に限り、償還を要しない場合も想像されるのであります。か、どうでありますか。

○菊池政府委員 これは管理者におきまして他の財源をもつて、公共事業費等でもつて一部をまかない、その残りをこつて考へておりますやうな資金運用部資金といふやうなものを借りてやるわけでありませう。

○村瀬委員 どうも私の質問がびつたりおわかりにならないやうであります。つまり全部または一部が償還を要するものである場合に限り、償還を要しない場合でも一部が償還を要すると思ひます。それ以外のことではないと思ひます。それ以外に、かし特にこつていう用語をお用ひになりましたのは、全然償還を要しない場合もあるとお考へになつての上でありますか。もしそうであるとするれば、どういふ場合に全然一部分も償還を要しないという場合が起り得るものであつか、といふのが私の質問であります。

○菊池政府委員 府県道等の場合に、国の公共事業費の補助とそれから府県の財政資金を入れてやります場合等、そういう場合は償還を要しないわけでありませうから、これに当らないわけ

あります。

○村瀬委員 この道路整備特別措置法案に該当する道路でそういうことが起り得るのではありませんか。それは一般にやればよいのであつて、こんな特別法律によらないでも、今言つたような工事は現在でもできるわけでありまして、特にこの法律を適用してやる道路で今言つたように一部の償還も要しないのでできる部分が出て参りますか。

○淺村説明員 ここに書いてございすのは「道路の新設又は改築に要する費用の全部又は一部が償還を要するものであり」とございまして、この償還を要するといふ面に着目いたしまして書いたものでございまして、御承知のようにはこれは別途特別道路整備事業特別会計といふものがうらはらの関係でこれにくつくわけにございまして、特定道路整備事業特別会計法案といふのが大蔵委員会に今提案になつておるわけでありまして、その特別会計において資金運用部から融資を受けた金を財源として、それをあるいは直轄事業に支出し、あるいは都道府県知事あるいは市長であります道路管理者の道路の新設、改築工事に要する費用のために貸付金として支出する、この二通りの考え方を持つておるわけでありまして、それでこの六條に書いてございすのは、道路管理者において工事をやります場合のことが書いてございすので、道路管理者においてある償還を要しない普通の財政資金でやる分ならば、何もこれは特別会計のやつかいになる必要はないのでございまして、さうなものには全然ここでは考へておらぬのでございす。ここで考へておりますのは、いかなる道路を

この特別会計から出る資金でまかなうか、そういうものを書き上げてゐるのでございまして、費用の全部が償還を要する道路である場合、あるいは費用の一部が償還を要する道路である場合、その二通りのものをこの法律の対象にとるのだといふことを書いておるのでございす。

○村瀬委員 これは末梢的な用語の技術の問題でありますけれども、少くとも融資を受けて道路整備特別措置法によつて道路をつくるという以上は、全部か一部かが必ず償還を要するものなのであります。要しない部分はないのでありますから、これは全然のけておいても何らの支障はない、抹消しておいても何らこの法文上疑いがあるわけでもありませんが、特にこれを削除いたした場合には、何かこの法文上疑いが生ずるとか、運用上困るといふことが起るものであります。

○淺村説明員 ただいまの御質問はこれの一部などといふことを書く必要はないやないかといふことなんではないでしょうか。

○村瀬委員 一部も全部もです。償還を要するのはいま書いてあるのだから……。

○淺村説明員 それはお説のようになつた「償還を要するものであり」と書いてたつて十分わかると思うのでございすが、国の直轄で工事を施行します場合には、第三條をちよつとごらん願いますと、一、二、三と三號掲げてございまして、三號で「当該道路の新設又は改築に要する費用が償還を要するものであること。これはすなほにさういふふう書いてあります。これは必ず原則として必要な金は全部この特別会

計から出すといふような考え方が国の直轄事業の場合には根柢に横たわつておりますので「償還を要するものであること。」とここに書いたものでありまして、第六條で特に「全部又は一部」——誤解を招くような一部という言葉をなせ使つたかと申しますと、これは原則として全額を貸付けるというのではなくて、できれば府県でひとつ普通の資金を投じてやつてもらいたい、できないところをこれでもつてひとつ応援しよう、こういう考え方に立脚したものでありますから、特に第六條の場合には「費用の全部又は一部が償還を要するものであり」といふことを書いておかなければならぬ。

○村瀬委員 私の申しますのは、「全部又は一部」と書いたからいまいだといふのではないのであります。この法律を適用する道路は、必ず一部償還せなければならぬか、全部償還せなければならぬか、いずれか償還しない部分といふものは生じて来ないのであるから、一部とか全部とか言わないで、また償還を要する場合に限るとか何とか言わないで、全部抹消しても何ら支障はないのではないかと、いろいろな文句ではないか、何か法文がややこしくなる感じを與えるだけではないか。しかしそれをのけるとさういふ支障が生ずるといふのなら別であります。どうも私の感じでは、この法律ができた場合にこれに適用される道路といふものは、その全部であるか一部であるかは必ず償還を要するものなので、償還を要しないといふ分は入つて来ないのだから、ことさらに「要するものである」とか何とか、さういふ「該当する場合に限り」と続くような

文句は、なるべく簡潔にして、なくしておいていいのではないかと、さういふ見解であります。

○淺村説明員 御趣旨はよくわかりました。なぜこんなことを書いたかと申しますと、片一方に特別会計がきままして、その資金を借りてやるのだ、特別な借金をしてやるのだといふことからは出発したものでありますから、償還を要するものである、借金を返すのだといふことをことさらにここにほつきり表わして、その特別会計とのうらはらの関係を含みを持たせておるわけでありまして。

○村瀬委員 私は、これはまつたく無用の長物であると思ひますが、それは意見になりますから、次に進みます。

第七條に「建設大臣は、大蔵大臣と協議の上、昭和二十七年以降三年間を限り、云々とあるものであります。特に三年間と限定をなされた本意はどこにあつたのですか。

○菊池政府委員 これは、実はわれわれの方では三年間と限らないで、さういふ方法でやつた方が相当早くできるというものもありません。さういふものと思つたのですが、直轄の方は、つまりそのまま借りて使うのですからさうしいが、資金を貸し付ける方は、さう長くはやつてもらいたくないといふ空気が政府内部にありまして、三年間といふことにおちついたわけでありまして、これが実情であります。

○村瀬委員 私は現在の日本の道路行政、また道路の実情から申しまして、さういふ三年間くらいで日本の道路網が完成するものではない、これは不可能だと思ひますので、さういふ三年間といふことはまつたく無意味

である、むしろ有害であると思ひます。具体的に申し上げるならば、大体この法律案の動機といひまするか、最も基本的な考えが浮んで来た一つの契機となつたものは、かねて問題になつておりました関門トンネルであると思ひます。一体この関門トンネルは、今後三年間に仕上げてしまふ自信があらくなるのであります。計画はさうなつておりますか。

○菊池政府委員 第七條は貸し付ける場合のことのみでありまして直轄の關係はよろしいのであります。

○村瀬委員 もちろんさうでありまして、直轄でできるならば、こんなものはつくらぬでも、関門トンネルもさつとやればよろしいのであります。山口県や福岡県からさういふ大きな負担金まで出さしてやつて来たのであります。それができないからさういふものでもなくもつて、さうして少しでもあの口からも、この口からも資金をつぎ込もうといふのが、もとと事の起りであります。でありますから、これに何年とあつても、関門トンネルは、これが終れば直轄でやれといふことは、それはその通りでありますけれども、もと／＼有効にこの法律を使い、また関門トンネルもこれによつて完成するといふのであつたならば、貸出しの方は三年間だけにしておいて、さうしてそれが終れば何年間かかつてもだら／＼と直轄でやればよいといふことは親切なやり方ではありせん。少くとも関門トンネルはこれで仕上げるというくらい意気があつて初めてこの法律の生命が生きて来るのであります。その点はさういふふう

の項目をあげて規定して、予算の範

圈内で、予算の定めるところによつて補助するという意味の規定でございます。

○村瀬委員 そういたしますと、道路整備特別措置法によつてつくり上げた道路の料金算定の場合には、維持修繕費も加算しておる。だからそれを還元してやるのだという御答弁になるのであります。

それからとりあえず二十七年年度においては十五億四千万ということになつておるようであります。これは何らかの方法で年内に少し増額する御意思あるいは方法はありますかという点それから十五億で大体予定しておる施工箇所たとえば関門トンネルにはどのくらいまで貸し出そうという御方針であるか、また十五億のうち府県には何億くらいをお出しになる御方針であるか、その府県は何県であるか、おわかりになつておる限りをお答え願ひたい。

○菊池政府委員 十一條關係の維持修繕費は考へて徴収いたすわけでありまして。それから十五億を本年度内に増加できないかということでありましては、われわれの方といたしましては、この教倍を要求したのでありまして、これがやむなくこうなつたわけでありまして、さらに十億なり十五億なり増額していただきたいという希望を持ち出しておるところでございますので、これはまだはつきりいたしません、機会があれば、そのように努力したいと思つております。

それから十五億円でとりあえずわれわれが考へております箇所は、この表にあるものでありまして、大臣がやりますものは関門のトンネルであり

ます。来年度は五億七千万円をこれに投じます。それから直轄関係では戸塚の国道。それから三十六号の新京浜国道。それから補助の關係の分は愛知、岐阜の濃尾大橋、愛知の衣浦橋、福岡、佐賀の大川橋、その他この表にある所でございます。

○村瀬委員 そこでたゞいまの御答弁に關連してありまするが、関門隧道は五億七千六百万円をこの特別会計から出すという計画のようでありまして、それによつて計画——エレヴェーターを使うというように変更になつてからの計画並びに来年度、再来年度等この三箇年に限るといふことはまだ腹に入らぬのであります。これはどういふ計画になりますか。来年はどうし、再来年はどう入れ、どうするということになるのであります。一つの例として関門トンネルだけについてでもお話を願ひたい。

○菊池政府委員 この表をちよつとごらんを願ひたいのであります。関門トンネルは直轄でありますので、先ほどの七条はこれには適用にならないわけでありまして、三十一年度まで継続的に金が出ておるわけでありまして、それから七条の適用になつておりますのは、濃尾大橋以下でありまして、これは二十七、二十八、二十九とこの三年間だけで——怪しいのが下の方にありますが、これは一応三年間にわたつてしか貸付ができないという部類であります。

○村瀬委員 大分具体的にはなつて参りましたが、そうすると関門トンネルのようないわゆる直轄でやる分は、この特別会計を活用して何年も続いてどしどしやつて行こう。府県等で貸し付

けてやる場合は、三年を限つて一応打ち切る。そこで特別会計の方は永久に續けて、なるべく多くの特別会計の資金を使つて、直轄で大いにやろう、こういう御方針でありますか。

○菊池政府委員 こういう行き方で道路工事をやりますことは、道路の公共性という建前から申しまして、あまり好ましいことではないのであります。できるだけこういう方法をとらないで、一般の公共事業費によつて道路、トンネル、橋梁等はやりたいのであります。それでできるだけいつまでもこれを續けてやろうとは思つていないわけでありまして、こういう困難なもの、容易にでき上らないものについての今後とも考へて行きたいと思つております。

それから府県の方の關係の分を三年で限るといふことは、直轄だけは延ばすかというお話ですが、これはもちろん府県道、つまり普通は建設大臣直轄でやらない、補助でやるものにつきましても、そういう箇所は相当あるわけでありまして、ですから三年間で終らなければ、もつと先までやりたいのです。が、大体三年に限られましたわけは、国がやるならばよろしい、特別会計がまた貸しすることはいけないというところが、銀行局の一つの方針でありまして、それは銀行局が自分で貸すべきだという説が一方にあるわけでありまして、これを緊急のものに限つて、あとはやめてもらいたいという強い線がございまして、一応三年に限つたわけでありまして。

○村瀬委員 最後に總括的に何つて、私の質問を終わりますが、二十七年年度でやがてできるであろう特別会計で工事

費が一億十五億四千万のようであります。それから千億何億でありましたか、公共事業費の中から道路に充てる予算額、それから五百六十億の防衛費の中の道路費が何億というふうな内示があつたと思ふのであります。行政協定に基いて駐留軍と名称がかかるため軍の移動の関連として道路の新設に充てられる予算額、これらの合計が幾らになるかを伺つておきたいのが一つ。それから関門トンネルは結局こういう金でもつて全部完成まで進むのであつて、今まで予算を組んでおつたような国費と言われるものは、一切つき込まないという御方針に決定したのであるかどうか。それから今まで山口県並びに福岡県から分担金を相当前壁にとつておつたのであります。そういうことは改められたのであるかどうか。それから分担金等につきましてはこの料金をきめる場合に何らかの考慮を払われて、安くしておくとか、あるいは料金を適當にきめて、この分担金は返してやるというふうな御方針であるかどうか。これらの点を伺つて、私の質問を終わります。

○菊池政府委員 公共事業費の道路費は、お認め願ひました予算額の中から八十六億、それからたゞいまの十五億、合計百一億でありまして、その次の五百六十億の安全保障の關係は、われわれの方には何億が道路費かということ、まだ全然内示も何も受けておりませんので、不明であります。それから関門トンネルの今後の方針ですが、これは全部特別会計でまかなつて行こうという方針に切りかえたい、この法律が通りますれば、そういうふうにい

たいということでありまして、従つて

この県の負担金は今後ではなくて済むわけでありまして。次に料金から今までの負担金を返すか、これは実はそういうふうには考へておりません。

○小平(久)委員 本法案の第三條には道路法第二十條第二項の規定にかかわらず、建設大臣が左の各号に該当するものについてはみづから料金を徴収することができるといふ規定があるものであります。これは實際問題としますと、たとえば国道でなく府県道などについて、建設大臣がみづから工事をするということができないという意味でありますか。

○菊池政府委員 さうであります。○小平(久)委員 そうしますと国道自体についてはみづから料金をとらぬといふことが、その規定があるかどうか存じませんが、おそらく原則だろうと思ひます。国道自体について料金をとる工事がやれるということはどこに規定してあるのですか。

○菊池政府委員 国道は當然であるといふことなのです。第三條はそれを書いてあるつもりであります。○小平(久)委員 先ほどの御答弁によると、第三條は本来地方自治体の管理に属しておつて、その長が施行すべき工事を、建設大臣がみづから料金をとつて工事をすることができるといふ場合を規定しているのだ、こういう御答弁であつたのであります。だから国道自体については料金をとる道路をつくれるといふことがどこにうたつてあるのかといふことです。

は府県道だけというふうに御解釈願つたと思うのですが、実はそうではありませんので、建設大臣は左の各号に規定する場合に限つて、府県道については道路をこれ／＼にかかわらずという意味でありますから……。

○小平(久)委員 国道の場合と両方にかかりますか。

○菊池政府委員 「建設大臣は、道路が」という「道路」は国道も府県道も考えられると思います。

○淺村説明員 ただいま局長が申しした通りでございます。建設大臣は道路が左の各号に規定する条件に該当する場合に限り新設、改築をして、さらに料金を徴収することができると必ず書いてあるのをごさいます。そこでその「道路」というのはどういふ道路かと、いふ疑問がただちに今の道路法との関係において生ずるわけでございます。現在の道路法を見ますと、建設大臣は国道に限つて新設、改築ができるのだ、国道以外はできないのだという規定があるのでございます。従いましてその「規定にかかわらず」ということで、その規定をまず排除してしまひま

せんと、すべての道路についてやれるという気持ちが出て来ないのでござい

ます。つまり第三条の意味は、建設大臣は国道であらうと府県道であらうと市町村道であらうと、この三つの条件に該当しておつて必要があると認めるものは、直轄工事をやつて、道路をつくり上げた後に国がみずから料金をとることができ、こゝういふ気持ちで書いておるわけでありま

す。

○小平(久)委員 それでは、一応その説明を了いたしましたして、先ほど御質問の御質問の中にも、第三条第一項

第二号のことが述べられましたが、第二号は「通常他に道路の通行又は利用の方法があつて、当該道路の通行又は利用が余儀なくされるものでないこと」というのでありますが、つまり新たにつくらんとする道路の通行は強制されないという意味だろうと思ひますが、大きく申せば、いわゆる道はローマに通ずるでありまして、強制される場合というものは非常に少ないのではな

いか。これも通行の自由であります。そのようにも解されますし、また一面から考えますと、この第二号があるために、今後一般にむしろ他に交通の便がある所にだけこゝういふ資金が使われ

て、便利な所はますます／＼便利になる。一例を申しますれば、一つの産業道路を開発しようという場合に、他に適当な利用すべき道路がないというときには、その産業道路の建設にはこゝういつた資金からは融資を受けられないということになる。あるいは従来非常に不便な所にせひ橋がほしいという場合に、その橋をつくることはその通行を強制することになるという解釈になれば、またこの資金を利用できないとい

うことであつて、むしろ道路の全般的な発達という点から考えますと、どうも第二号の制限はきつめて不適当であるように考えられますが、この点はどうお考えでありますか。

○菊池政府委員 まことに御説の通りであつて、われ／＼はこの二号はあまり置きたくないであります。そこで「通常」という緩和の字句を入れたのでありまして、さうでありま

せん、ただいまお話のように、必要な所に資金をとつてやれば非常に有効であるといふことが押えられるおそれがあります

ので、「通常」ということで緩和しておこつたのでありまして、こゝういふことならばできないことはないと思つております。

○小平(久)委員 局長のお気持はよくわかりました。「通常」と書いてあるのこの条文は緩和されるという御意向のようでありま

すが、しかしかりに森林資源を開発するためにどうしても産業道路が必要だという場合に、通常他に通ずる道がない場合が非常に多いと思ひます。従つて「通常」と書いてあつても結局この資金は使えないということになると思ひます。

これは議論になりますからこの程度にしまして、次に第三号の場合であります。建設大臣は、先ほどの御説明によると、今回の特別会計から借入れをした場合、こゝういふ意味のようでありま

すが、書き方から見るとピンと来ないのであります。まして、償還を要するといふのは一体それがきめるのであります。どういふ場合に償還をするのだという規定がないようでありま

すが、この点はどういふのでありますか。

○淺村説明員 これは正確に申せば、特別会計に対して償還を要するものであるという意味なのでござい

ます。それを省略いたしまして、ちやうど法律がもう一つうらはらの関係で出るわけ

でございまして、特に出るわけが、こゝういふことを書かないで、ただ償還を要するものといふことを書いたのであります。

○小平(久)委員 それでは特別会計から借りた場合とはつきり書いてはさしつかえがあるのですか。

○淺村説明員 はつきり書いてもらつてもさしつかえないのであります。ただこれは字句の問題で、私も政府部内では「法制当局と字句を審議いたしまして、大体どの会計に

対してということを一々特別会計がよく法律で出ております。それと

らはらに実体法がいくつもつてお

りまして、この実体法の方に、どの特別会計にという言葉を普通使つてお

りませんので、さういふ習慣的な字句の整理をいたしたのであります。

○小平(久)委員 それから次にお伺ひしたいことは、先ほどの質疑応答によりまして、府県道及び市道、それらのためにする貸付というものは、今後三箇年だけやるのだというふうなお話のようでありま

すが、しかもなおこに頂戴しました資料によりま

す、もう三箇年全体計画をつくつてい

る。こゝういふことになりま

す。

○菊池政府委員 この表の全体計画といふのはそれで消していただきま

す。これだけのためにつくつた会計ではござい

ません。ただいま考へておる分の全体といふように御了解願

います。

○小平(久)委員 それではその点は局長の御答弁を一応了いたしましたので

うのが載つておるのでありますか。
菊池政府委員 さようでございます。

○小平(久)委員 先ほど村瀬委員の御質問に対して、従来国の直轄によつて施工しておつて、地元負担をとつておつたもの、あるいはまた府県の工事であつて国で補助をいたしておつたもの、こういったものについても、将来場合によつては本特別会計の資金による、いわゆる有料道路に切りかえることがあるように御説明でありましたし、その場合に従来地元負担の分は、料金から返済をしないというふうな御答弁でございました。

そうすると府県でかりに国の補助のもとに施工中のものを、今度は本有料道路に切りかえ料金をとる場合においては、今まで府県自体がつぎ込んだ金を投資額に見込んで償還すべき料金をきめるということとはあり得ないのですか。

○菊池政府委員 それは考えておりません。

○小平(久)委員 要するに有料道路に切りかえた後において、融資を仰いでやつただけを償還する、こういうふうに了解してよろしゅうございませうか。

○菊池政府委員 さようでございます。

○松本委員長 それでは本日はこの程度で散会いたします。次会は公報で御案内いたします。

午後四時十八分散会

〔参照〕

連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年四月五日印刷

昭和二十七年四月七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所